

竹富町景観条例

平成25年6月25日

条例第21号

改正 令和4年10月28日条例第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置（第7条—第13条）
- 第3章 法に基づく行為の届出等（第14条—第21条）
- 第4章 景観重要建造物等第22条
- 第5章 景観農業振興地域整備計画第23条
- 第6章 景観まちづくり活動及び支援（第24条—第28条）
- 第7章 景観まちづくりの推進体制（第29条—第32条）
- 第8章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本町の良い景観の形成に関する必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、島々の個性を活かした景観まちづくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する

建築物をいう。

- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 多くの島々によって構成されている本町は、島の大小、地形、立地、歴史的背景等によって島ごとに個性ある風景・景観を表していて、島々の誇りと個性がきらめく、多様で魅力ある景観資源を最大限に活かすため、行政、町民、事業者が協働で景観まちづくりに取り組まなければならない。

(町の責務)

第4条 関係する行政分野や関係機関との連携・調整を図り、それぞれの施策を景観づくりの視点から策定し、及び計画的に実施するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 自らが景観づくりの主たる担い手であることを認識し、主体的に景観づくりに努めなければならない。

- 2 町民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び町との協働による景観づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、町民及び町との協働による景観づくりに努めなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する竹富町

景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 景観計画においては、法第8条第2項各号に規定するもののほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

（景観計画策定の手続き）

第8条 景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ町民その他利害関係者の意見を聴くとともに、第29条の竹富町景観審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（重点地区の指定）

第9条 町長は、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地域や、地域における景観まちづくり気運の高い又は高まりつつある地域を重点地区として指定することができる。

（準景観地区への移行）

第10条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、準景観地区として定めるよう努めるものとする。

- 2 町長は、前項の重点地区において、景観計画で定めた方針の実現又は町民等の活動に資するため、技術的な支援を行い、及びこれに要する費用の全部又は一部を助成することができる。

（景観計画の策定等の提案ができる団体）

第11条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第32条第1項の認定を受けた団体とする。

（景観計画への適合）

第12条 本町で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

（国、県等に対する協力要請）

第13条 町長は、国、県等が実施する公共事業、電力会社等が実施する公益事業等については、町と共通の理念と目標を持って景観づくりを進めるよう、

協力を要請することができる。

第3章 法に基づく行為の届出等

(事前相談・協議)

第14条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に町長に対して相談・協議を行わなければならない。

- 2 町長は、助言、指導を行おうとするときは、必要に応じ、第29条に基づく審議会又は第31条に基づく景観協議会、第30条に基づく景観アドバイザー（以下「景観協議会等」という。）の意見を聴くことができる。

(届出を要する行為)

第15条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採等で、当該行為に係る土地の面積が500平方メートルを超えるもの若しくは高さ3.0メートルを超えるのり面が生じるもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の高さが3.0メートル以上若しくは土地の面積が500平方メートル以上で、堆積期間が90日以上のもの
- (3) 太陽光発電設備等の高さが2.0メートル以上若しくは建造面積の合計が50㎡を超えるもの
- (4) 夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方法の変更

(届出を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行

為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの
- (2) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 前条各号に掲げる行為であって、規則で定めるもの
(特定届出対象行為)

第17条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(助言・指導・勧告又は命令)

第18条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 町長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出者に対し、法第16条第3項又は第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。
- 3 町長は、助言、指導、勧告又は命令を行おうとするときは、審議会等の意見を聴くことができる。
- 4 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。
- 5 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(要請)

第19条 町長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空き地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又

は管理を図るように要請することができる。

(塗装行為の承認)

第20条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る塗装行為その他建築物等の色彩に影響を及ぼす工事について、事前に町長の承認を得なければならない。

(完了届)

第21条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出若しくは第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、完了後7日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第22条 町長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は同法第28条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。
- 3 第1項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第5章 景観農業振興地域整備計画

(景観農業振興地域整備計画の策定及び変更)

第23条 町長は、法第55条第1項の規定により景観農業振興地域整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定は、景観農業振興地域整備計画の変更について準用する。

第6章 景観まちづくり活動及び支援

(景観協議会の設置)

第24条 町長は、景観まちづくりの推進を図るため、町民、事業者等と協議を

行う必要があると認めるときは、法第15条第1項の景観協議会を設置することができる。

(景観協定の普及)

第25条 町長は、景観まちづくりの推進を図るため、法第81条第1項の景観協定の普及に努めなければならない。

(表彰)

第26条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築行為等について、その所有者、事業者等を表彰することができる。

2 町長は、前項に定める者のほか、良好な景観形成に寄与すると認められる行為を行ったものを表彰することができる。

(助成)

第27条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を助成することができる。

(啓発・広報活動)

第28条 町長は、景観づくりにおける町民及び事業者の意識を高めるため、啓発並びに広報による普及を推進するよう努めなければならない。

第7章 景観まちづくりの推進体制

(審議会の設置)

第29条 町長は、景観計画の推進に必要な事項について審議を行う必要があると認めるときは、竹富町景観審議会を置くことができる。

(景観アドバイザーの設置)

第30条 町長は、景観計画及びこの条例の円滑かつ適正な運用のために、技術的な指導及び助言の必要があると認めるときは、景観アドバイザーを置くことができる。

(景観協議会の設置)

第31条 町長は、景観まちづくりの推進を図るため、町民及び事業者等と協議を行う必要があると認めるときは、法第15条第1項に規定する景観協議会を

設置することができる。

(景観まちづくり活動団体の認定)

第32条 町長は、良好な景観まちづくりの主体として取り組む団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

- 2 活動団体の認定を受けようとする団体は、町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、活動団体が第1項の要件に該当しなくなったと認めるとき、又はその他活動団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 町長は、活動団体の認定又は認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月28日条例第22号）

この条例は、令和5年2月1日から施行する。